

佐倉市地域防災計画 修正内容一覧

■総則編

章	節	主な修正内容
第2章 計画の基本方針	第1節 計画の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・性別等に限らないニーズへの対応について記載を修正しました。 「2. 防災施策の大綱」 ・要配慮者に性的少数者(LGBT等)を加えました。 ・男女平等(×共同)参画の語句を修正しました。 ・「佐倉市内駅周辺帰宅困難者等対策協議会」の設立及び、関係機関と連携について明記しました。
第3章 市及び関係機関の業務の大綱	第2節 市及び関係機関の業務の大綱	<ul style="list-style-type: none"> 「3. 千葉県」 ・県計画に合わせ災害時における千葉県が処理すべき事務を列挙しました。 「8. 公共的団体」 ・公共的団体に一般社団法人千葉県助産師会を加えました。
第4章 市域の概況	第2節 自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> 「2. 気象」 ・最新の情報に修正しました。
	第3節 社会的条件	<ul style="list-style-type: none"> 「1. 人口」 ・最新の情報に修正しました。 ・産業別就業者人口の推移について、本計画との直接的な関連性が薄いため削除しました。

■地震災害対策編

章	節	主な修正内容
第1章 総則	第1節 災害の履歴	<ul style="list-style-type: none"> 「1. 東日本大震災の被害」 ・最新の情報に修正しました。 「2. 千葉県が影響を受けた主な地震・津波災害」 ・県計画に合わせ、記載を修正しました。 「3. その他災害」 ・最新の情報に修正しました。
第2章 災害予防計画	第1節 防災知識の普及・防災教育の強化	<ul style="list-style-type: none"> 「基本方針」 ・要配慮者に性的少数者(LGBT等)を加えました。 「3. 人権尊重、男女のニーズ等多様化するニーズへの対応」 ・男女平等(×共同)参画の語句を修正しました。 ・男女の他ニーズの多様化への対応について明記しました。
	第2節 自主防災体制の育成	<ul style="list-style-type: none"> 「1. 自主防災組織の結成促進・地域防災ネットワークづくりへの支援」 ・男女平等(×共同)参画の語句を修正しました。
	第4節 都市の防災機能の強化・ライフライン確保体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 「6. ライフライン等確保体制の整備」 ・災害時における電力及び電気通信の確保について、東京電力パワーグリッド株式会社成田支社及び東日本電信電話株式会社との連携協定の締結について記載するとともに、平常時からの連絡体制強化について追記しました。

第2章 災害予防計画	第5節 建築物等の安全対策の推進	<p>「1. 建築物等の耐震対策」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新耐震基準施行を平成12年5月と改めました。 ・「危険コンクリートブロック塀等の除去及び緑化推進事業」の記載を加えました。 ・古い記述を削除しました。 <p>「2. 建築物等の安全対策」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成規制区域での災害防止のための指導の記載を修正しました。 ・建築基準法の記載に合わせて特定建築物等の語句を修正しました。
	第6節 地盤災害予防対策の推進	<p>「2. 土砂災害対策」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の情報に修正しました。 ・避難情報の名称について、「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」を「高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保」に改めました。
	第10節 防災拠点の整備・充実	<p>「1. 防災拠点の整備・充実」</p> <p>「2. 広域応援に関する拠点候補地」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模公園に関する記述に佐倉城址公園を加えました。
	第11節 避難体制の確立及び避難施設等の整備	<p>「2. 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時避難所の候補施設として、(仮)佐倉図書館等新町活性化複合施設、佐倉南図書館及び千代田・染井野ふれあいセンターを加えました。 <p>「3. 指定避難所施設の整備等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所施設の整備にオストメイトに対応したトイレの記述を加えました。 <p>「5. 応急仮設住宅対策」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅における家庭動物等の受け入れについて、第3章 災害応急計画 第18節と重複する記述を削除しました。
	第12節 帰宅困難者対策	<p>「5. 関係機関と連携した取組み」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「佐倉市内駅周辺帰宅困難者等対策協議会」の設立及び、関係機関と連携について明記しました。
	第14節 緊急輸送体制の整備	<p>「2. 陸上輸送体制の整備」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県が指定する緊急輸送道路を最新の情報に更新しました。
	第17節 廃棄物等処理体制の整備	<p>「1. 災害廃棄物処理計画等の整備」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の災害廃棄物処理の基準となる県計画を、県の記載に合わせ、「千葉県廃棄物処理計画」及び「市町村災害廃棄物処理計画」と修正しました。
	第20節 情報収集伝達体制の整備	<p>「3. 通信手段の整備」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線(移動系)のデジタル化に伴い、防災ラジオに代わる戸別受信機の活用について記載しました。 <p>「4. 指定避難所における連絡体制の整備」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PHSの記載を削除しました。 <p>「5. 災害広報体制等の整備」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FM放送による情報伝達手段の確保についての記述を修正しました。

第2章 災害予防計画	第21節 防災活動組織の整備	「4. 関係機関等との連携体制の整備」 ・千葉県から派遣される情報連絡員(リアゾン)について情報共有や連携の強化を行う旨を追記しました。
	第22節 防災訓練	「基本方針」 「2. 組織動員訓練等の実施」 ・災害対策本部事務局図上訓練を実施する旨を記載しました。
	第23節 業務継続計画等の策定	「3. 受援体制・計画の整備」 ・救援部隊や他の行政機関及び防災関係機関からの応援を円滑に受け入れることができるように、必要な準備を整えた受援体制を整える旨を記載しました。
第3章 災害応急計画	第1節 活動組織設置・組織動員	「基本方針」 ・佐倉市災害対策本部条例施行規則(令和3年佐倉市規則46号)の記載を加えました。 「1. 活動体制基準」 「2. 災害対策本部の設置前の配備体制」 ・支部配備の記述を削除しました。 「3. 災害対策本部の設置及び災害対策本部設置時の配備体制」 ・配備体制について支部の記載を削除しました。 ・佐倉市災害対策本部条例施行規則の制定に伴い、規則と重複する記載を削除しました。 ・市組織体制改編に伴い、災害発生時の配備一覧表を修正しました。 ・本部付き職員の参集や役割についての記載を修正しました。 ・危機管理部長の役割に係る記述を修正しました。 ・佐倉市災害対策本部条例施行規則の制定により、不要となる記述を削除しました。 「5. 避難所開設及び避難所配備職員等の動員計画」 「6. 災害時における職員の服務及び福利厚生」 ・支部配備職員の記述を削除しました。
	第2節 情報の収集・伝達・報告	「1. 通信体制」 ・PHSに関する記述を削除しました。 「3. 佐倉市における被害情報等の収集・伝達」 ・被害情報を収集・伝達するためのバイク・自転車の記載を修正しました。 ・支部配備の記述を削除しました。 「4. 国、県及び防災関係機関との被害情報等の収集・報告」 ・県計画の記載に合わせ、被害状況報告の運用について修正しました。 ・令和3年6月24日付け、府政防第670号 内閣府政策統括官(防災担当)通知により、住家被害の認定基準を修正しました。
	第3節 応援の要請・受入れ	「1. 行政機関との相互応援協力」 ・千葉県に対する応援要請に関し、情報連絡員(リアゾン)の記述を追記しました。 「2. 国等に対する応援要請」 ・応援職員派遣の仕組みとして定められている、総務省の「応急対策職員派遣制度」を活用する旨を追記しました。
	第4節 自衛隊への災害派遣要請	「2. 災害派遣部隊の受入体制」 ・活動拠点候補地に佐倉城址公園を加えました。

<p>第3章 災害応急計画</p>	<p>第5節 災害広報・広聴対策</p>	<p>「1. 災害広報」 「2. 報道機関への情報提供等」 ・避難情報の名称について、「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」を「高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保」に改めました。</p>
	<p>第6節 応急避難</p>	<p>「1. 避難の指示等の実施機関」 「2. 高齢者避難、避難指示、緊急安全確保の実施」 ・避難情報の名称について、「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」を「高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保」に改めました。 ・避難情報の段階別に住民に求める行動の記述を修正しました。</p>
	<p>第7節 避難所の設置・管理</p>	<p>「1. 指定避難所又は臨時避難所の開設」 ・避難情報の名称について、「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」を「高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保」に改めました。 ・支部の記載を削除しました。 「2. 指定避難所又は臨時避難所の管理及び運営」 ・要配慮者に性的少数者(LGBT等)を加えました。 ・新型コロナウイルス等の感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難所における感染防止対策について、追記しました。 ・千葉県災害救助法施行細則に合わせて、避難所設置費の限度額の記載を修正しました。</p>
	<p>第12節 医療救護</p>	<p>「2. 発災時における医療救護活動」 ・千葉県災害救助法施行細則に合わせて、医療救護に要する費用の記載を修正しました。 「3. 医療品、医療資機材等の調達」 ・県計画に合わせ、災害拠点病院の記載を修正しました。</p>
	<p>第14節 住家等の被害認定調査・罹災証明書等の発行</p>	<p>「1. 災害に係る住家等の被害認定調査(住家等罹災証明判定調査)」 ・住家等の被害認定調査を実施する際の手法について追記しました。 「2. 被災証明書発行に係る調査」 「3. 罹災証明書の発行及び被災者台帳の作成」 「4. 被災証明書の発行」 ・住家等の被害認定調査を行う部署を財政部税務班に変更しました。 ・令和3年6月24日付け、府政防第670号 内閣府政策統括官(防災担当)通知により、住家被害の認定基準を修正しました。</p>
	<p>第16節 緊急輸送活動・交通の機能確保</p>	<p>「1. 陸上輸送」 ・千葉県が指定する緊急輸送道路を最新の情報に更新しました。</p>
	<p>第17節 緊急物資の供給</p>	<p>「2. 食料の供給等」 ・農水省組織再編により、職名を政策統括官から農産局長に改めました。 「3. 生活必需物資等の供給等」 ・千葉県災害救助法施行細則に合わせて、災害対応に係る諸経費の限度額等の記載を修正しました。</p>

第3章 災害応急計画	第18節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等	「1. 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去」 「2. 被災住宅の応急処理」 「4. 応急仮設住宅の設置及び供与」 ・千葉県災害救助法施行細則に合わせて、災害対応に係る諸経費の限度額や応急仮設住宅の供与期間の記載を修正しました。 ・応急仮設住宅建設用地の選定について記載を修正しました。
	第19節 行方不明者及び遺体の捜索・収容・処理及び埋葬	「4. 遺体の処理」 「5. 埋葬」 ・千葉県災害救助法施行細則に合わせて、災害対応に係る諸経費の限度額等の記載を修正しました。
	第20節 環境対策	「2. 廃棄物の収集と処理」 ・市の災害廃棄物処理の基準となる県計画を、県の記載に合わせて、「千葉県廃棄物処理計画」と修正しました。 ・廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法の周知について追記しました。
	第22節 ライフラインの応急対策	「4. 電力」 ・災害時における電力の確保について、東京電力パワーグリッド株式会社成田支社との連携協定に基づき、同社が担うべき役割について追記しました。 「5. 通信」 ・災害時における電気通信の確保について、東日本電信電話株式会社との連携協定に基づき、同社が担うべき役割について追記しました。
	第23節 応急教育等	「2. 学用品の給与」 ・千葉県災害救助法施行細則に合わせて、災害対応に係る諸経費の限度額等の記載を修正しました。
第4章 災害復旧計画	第3節 被災者の生活確保	「1. 被災者生活再建支援制度」 ・被災者生活再建支援法の改正に伴い、被災者生活再建支援金の支給対象に中規模半壊世帯を加えました。

■風水害等災害対策編

章	節	主な修正内容
第1章 総則	第1節 災害の履歴	<p>「1. 風水害」 ・最新の情報に修正しました。</p>
第2章 災害予防対策	第6節 水害予防対策の推進	<p>「1. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置」 ・令和2年度に見直しを行った洪水ハザードマップの周知について記載しました。 ・避難情報の名称について、「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」を「高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保」に改めました。 「2. 河川改修等による水害予防対策」 ・過去の水害についての記述を修正しました。 「4. 避難勧告等の判断・伝達」 ・避難情報の名称について、「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」を「高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保」に改めました。</p>
第3章 災害応急計画	第1節 活動組織設置・組織動員	<p>「基本方針」 ・佐倉市災害対策本部条例施行規則(令和3年佐倉市規則46号)の記載を加えました。 「1. 災害対策本部の設置前の配備体制」 「2. 災害対策本部の設置及び災害対策本部設置時の配備体制」 ・県計画の記載を参考に配備体制の記載を修正しました。 ・市組織体制改編に伴い、災害発生時の配備一覧表を修正しました。 ・危機管理部長の役割に関する記述を修正しました。 ・佐倉市災害対策本部条例施行規則の制定に伴い、規則と重複する記載を削除しました。</p>
	第2節 情報の収集・伝達・報告	<p>「1. 通信体制」 ・PHSに関する記述を削除しました。 「2. 気象情報等の収集・伝達」 ・気象庁から発表される気象情報等により、市が敷く配備体制について修正しました。 「3. 佐倉市における被害情報等の収集・伝達」 ・被害情報を収集・伝達するためのバイク・自転車の記載を修正しました。 「4. 国、県及び防災関係機関との被害情報等の収集・報告」 ・県計画の記載に合わせ、被害状況報告の運用について修正しました。 ・令和3年6月24日付け、府政防第670号 内閣府政策統括官(防災担当)通知により、住家被害の認定基準を修正しました。</p>

■大規模事故対策編

章	節	主な修正内容
第2章 大規模事故対策計画	第1節 放射性物質事故対策計画	「3. 放射性物質事故応急対策」 ・佐倉市災害対策本部条例施行規則の制定に伴い、佐倉市災害対策本部における各部・各災害活動班の事務についての準用先を修正しました。 ・配備体制について支部の記載を削除しました。 ・市組織体制改編に伴い、災害発生時の配備一覧表を修正しました。
	第2節 大規模火災対策計画	「2. 大規模火災応急対策」 ・佐倉市災害対策本部条例施行規則の制定に伴い、佐倉市災害対策本部における各部・各災害活動班の事務についての準用先を修正しました。
	第3節 危険物等災害対策計画	「2. 危険物等災害予防対策」 ・毒物劇物による災害予防対策に関する記述を修正しました。 「3. 危険物等災害応急対策」 ・佐倉市災害対策本部条例施行規則の制定に伴い、佐倉市災害対策本部における各部・各災害活動班の事務についての準用先を修正しました。
	第4節 航空機事故災害対策計画	「2. 航空機事故災害応急対策」 ・佐倉市災害対策本部条例施行規則の制定に伴い、佐倉市災害対策本部における各部・各災害活動班の事務についての準用先を修正しました。
	第5節 鉄道事故災害対策計画	「2. 鉄道事故災害応急・復旧対策」 ・佐倉市災害対策本部条例施行規則の制定に伴い、佐倉市災害対策本部における各部・各災害活動班の事務についての準用先を修正しました。
	第6節 道路事故災害対策計画	「2. 道路事故災害応急対策」 ・佐倉市災害対策本部条例施行規則の制定に伴い、佐倉市災害対策本部における各部・各災害活動班の事務についての準用先を修正しました。

■その他の軽微な修正

主な修正内容	
社名、施設名 等の変更	印旛健康福祉センター ⇒ 印旛保健所(健康福祉センター)
	(公財)都道府県会館 ⇒ (公財)都道府県センター
	佐倉市組織体制改編に伴い、文章内における所属名をすべて修正